

山口県最低賃金

令和6年10月1日から

時間額 979円

使用者は、この金額より低い賃金で労働者（学生アルバイト等を含む）を使用することはできません。

なお、下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（令和5年12月15日改正）

- 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金 時間額 1,064円
- 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 時間額 986円
- 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金 時間額 1,036円

※ 下記の特定最低賃金は、改定されるまでの間、今回改正された山口県最低賃金を下回るため令和6年10月1日から山口県最低賃金時間額979円が適用されます。

- 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金 時間額 948円

※ 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳しいことは **山口労働局賃金室（083-995-0372）**
又は最寄りの **労働基準監督署** にお尋ねください。

厚生労働省山口労働局・労働基準監督署